

令和4年度 名古屋港管理組合行政評価 講評(令和4年9月30日)

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科
教授 稲沢 克祐

1 令和3年度の講評において指摘した事項に係る検証

「令和3年度名古屋港管理組合行政評価 講評」において指摘した以下の3点の事項について、令和4年度評価(令和3年度執行分に関する評価)において改善されているかどうかについて検証する。なお、令和3年度の講評では、令和3年度評価(令和2年度執行分に関する評価)を現在の「中期経営計画2023(以下、「現計画」という)」計画の中間時点の評価として位置づけられることを前提に指摘している。

第1に、施策評価シート3欄の「構成事務事業の妥当性」欄に、「見直しが必要」との判断とともに、新たな事務事業等との提案が記述されている場合、どの構成事務事業について不足や不備などがあるために、こうした提案に至ったのかを明示する必要があることを指摘した。令和4年度行政評価シートでは、構成事務事業の見直し提案はなかったものの、施策目標値の変更提案があった。この点について、現況を真摯に見直して目標値を変更しようとする姿勢を高く評価するとともに、施策目標値変更に関して、以下の2点を確認しておきたい。1点目として、3欄の「成果目標達成度に対する評価」欄に、「施策目標値を達成することが出来なかった」との記載がある場合には、当該施策目標値の変更可能性、および当該施策の構成事務事業目標値を変更する可能性の有無について指摘しておく必要があるのではないか。

2点目として、この欄の記述事項として、「構成事務事業の追加」以外に、「新たな工程の追加」、「工程見直し」も該当するという理解に立てば、令和4年度評価にも該当があるため、記述すべきではないか。

第2に、前述したように令和3年度評価に現計画の中間評価の意義があることに鑑みて、「目標値の見直し」を検討しようとする施策評価シートがあることについて、その姿勢を評価した。一方で、「見直しの時期」が記述されていない評価シートがあったため、見直し時期の設定、または「諸条件が整い次第、目標値を設定する」などの記述を加える必要があることを指摘した。今般の令和4年度評価において該当する記載のあるシートには、所要の対応がなされていた。

第3に、感染症による影響と今後の成果の方向性に関する記述について、令和3年度には感染症による影響が通年で予測され、それ以降の年度も感染症対策を採りつつ事務事業を執行することが想定されるため、これまでの「成果」の達成とは異なる記述、たとえば、「目標値達成への向上努力に加えて感染症の対策も継続する」などの記述などを検討されたい旨を指摘した。令和4年度評価では、この指摘を受けた記述になっている。ここで付言すれば、令和3年度の執行においては、感染症の影響を強く受けつつも目標値を達成している事務事業が明らかに増えてきていることについて、職員の皆様のご尽力に敬意を表したい。

2 令和4年度評価について

令和4年7月20日に開催された「名古屋港管理組合中期経営計画に基づく行政評価講評会(以下、「7月20日講評会」という)」において、令和3年度執行分の検証を行い、その検証を基に、以下の7点を指摘した。

第1に、施策評価シートにおける「事務事業の方向性を判断した理由」が事務事業の目的・意義にとどまっている評価シートがあった。特に、「やや遅れ」「遅れ」となっている事務事業に対して「成果拡大」ではなく「成果維持」とする場合には、その理由を記述すべきである。また、「成果維持」とされている事務事業についても、「方向性」の記述ではなく、事務事業の目的・意義にとどまっている記述が散見す

るため、方向性を具体的に記述すべきである。

第2に、4欄において、「課題」の記述と「取組方針」とを対応させるべきである。たとえば、課題欄に「老朽化」の文言があれば、取組方針には、具体的な老朽化対策に関する記述が必要である。

第3に、事務事業、施策の評価指標による実績数値の記述について、事務事業の成果指標（より活動指標に近い成果指標）の実績が目標値を下回り、上位の施策の成果指標（事務事業の上位の成果指標）の実績が目標値を上回る場合には、その旨の記述を、施策評価シートの2欄「施策を構成する各事務事業の取組内容・今後の方向性」の「3年度実施事業に基づく評価結果」欄および該当する事務事業評価シートの3欄「成果指標の説明・目標値の考え方」に付加すべきである。

第4に、施策評価の2欄において「新たな成果目標を設定する」とされている場合には、関連する事務事業においても、関連して設定される評価指標があるかどうかの検討が必要である旨の記述が求められる。

第5に、前述したように、施策評価の3欄において、「目標達成出来なかった」の記述がある場合には、4欄において、当該施策目標値に特に関連する事務事業の「取組方針」の中で、「今後の施策評価目標達成に向けて」などの記述を付加することが求められる。

第6に、「今後の指定管理料」に関する記述について、今後の指定管理料の方向性に相違がある。もとより、相違があること自体は問題ではないけれども、増加させる、減少させる理由を記述する必要がある。

第7に、指定管理料に関する記述の中に、「モニタリング」に言及している事務事業と、言及していない事務事業とがある。モニタリングが全ての指定管理者に対して実施されているはずであるから、全ての指定管理者対象施設のモニタリング状況について言及すべきである。

なお、第1から7の指摘事項については、7月20日講評会以降、適切に対処されていることを確認している。

現計画は、2023年度（令和5年度）を終期としているため、令和5年度は、次期計画の策定期間となるはずである。次期計画の策定において根拠とされるのは、令和4年度（2022年度）末の実績と社会経済環境等の分析であろう。振り返れば、現計画において、2019年度末頃から7月20日講評会時点までは、コロナ禍による影響への対策をしつつ計画実施に努められた期間であったと拝察する。さらに地政学的な情勢変化や気候変動などの課題も重くなっている昨今の状況下において現計画の目標達成と課題解決に向かうためには、これまでに増して、資源の効率的・効果的活用が求められよう。換言すれば、まさに行政評価の機能がさらに再認識される時期でもある。名古屋港管理組合のこれまでの行政評価に対する積み重ねによって、その機能は十分な水準になっていることを確信する。